

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年七月十六日

広島県人事委員会

委員長 船 木 孝 和

広島県人事委員会規則第十七号

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の支給に関する規則（昭和二十九年広島県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（意見の聴取） 第二十二条 条例第十四条第四項、第十五条第五項、第十六条第三項及び第十七条第八項の規定により広島県行政手続条例（平成七年広島県条例第一号）第三章第二節の規定を準用して行う条例第十四条第三項及び第十五条第四項（条例第十六条第二項及び第十七条第七項において準用する場合を含む。）に規定する意見の聴取の手続については、広島県聴聞等規則（平成六年広島県規則七十二号）の規定（弁明の機会の付与に係る部分を除く。）の例による。この場合において、同規則中「行政庁」とあるのは、「退職手当管理機関」とする。	（意見の聴取） 第二十二条 条例第十四条第四項、第十五条第五項、第十六条第三項及び第十七条第八項の規定により広島県行政手続条例（平成七年広島県条例第一号）第三章第二節の規定を準用して行う条例第十四条第三項及び第十五条第四項（条例第十六条第二項及び第十七条第七項において準用する場合を含む。）に規定する意見の聴取の手続については、広島県聴聞等規則（平成六年広島県規則七十二号）の規定（弁明の機会の付与に係る部分を除く。）の例による。この場合において、同規則中「知事」とあるのは、「退職手当管理機関」とする。

附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。